

プルサーマルに関する地域の情勢について

平成14年9月
資源エネルギー庁

1. 新潟県

背景 本年6月の刈羽村議会の「エネルギー政策に関する決議」を踏まえ刈羽村長は村民対話集会を開催。知事、柏崎市長、刈羽村長による7月の三者会談では、村民の意向の集約等を踏まえて改めて会談を持つこととなっていた。

<最近の状況>

- 8月29日 平山知事は「(自主点検記録不正について)言語同断。プルサーマルについてはもう一度見直す必要がある」と発言。
- 9月 3日 知事、市長及び村長が大臣を訪問し、安全管理体制に対する緊急要請を行った。
- 6日 柏崎市議会は「プルサーマル計画の中止を求める決議」を可決
- 11日 刈羽村議会は「プルサーマルの事前了解の撤回を求める決議」を可決
- 12日 三者会談の結果、「事前了解の前提となっていた安全確保の条件が無くなったと判断されるため、事前了解は取り消すこと」となった。
- (参考) 12日の会見で知事は、安全を前提として国の政策に協力する旨を発言

2. 福島県

背景 県の「エネルギー政策検討会」は、8月に原子力委員会を招へいし、知事と意見交換を行ったが、十分な時間がとれなかったため、委員会は再度の意見交換を申し入れ。今月19日の検討会では中間報告が取りまとめられる予定。

<最近の状況>

- 8月29日 副知事は「原子力発電所と共存している福島県として、今後、国の原子力政策に対して、一切協力できないと言わざるを得ない」と発言。
- 9月 2日 双葉町議会全員協議会は「プルサーマル計画を信頼回復が認められるまで凍結する」ことを全会一致で合意。
- 2日 大熊町議会全員協議会は「プルサーマル計画の事前承認を撤回」の意向を表明。
- 9日 双葉、大熊、富岡、楢葉の四町長は、プルサーマル計画と増設は安全性が確認されるまで当面凍結との認識で一致。
- 14日 知事が日本原子力学会の講演で、国は原子力政策の原点に立ち返り検討すべきとの旨を発言。

3. 青森県

背景 六ヶ所村の再処理施設は、05年7月の稼働開始に向けて建設中。また、昨年8月に日本原燃協は、MOX燃料加工施設の立地協力を県及び六ヶ所村に要請し、現在検討中。中間貯蔵施設については、むつ市において立地可能性調査を実施中。

<最近の状況>

- 8月29日 知事は「国及び関連機関の誠意ある対応を見極めるべく」「情報の収集に努めるとともに、その動向を冷静にかつ厳しく見極め、慎重に対処」するとのコメント発表。
- 9月 3日 資源エネルギー庁電力ガス事業部長は、知事に対し「核燃料サイクル政策は揺るぎない」旨を説明。

プルサーマル計画の中止を求める決議

現在のプルサーマル計画は、1997年2月の閣議了解に基づいて1999年度に関西電力高浜4号機、東京電力福島第一・3号機、2000年度に高浜3号機、柏崎刈羽3号機で実施すべく、電力事業者から関係自治体に要請があり、各自治体の事前了解がなされ、今日に至っている。

柏崎市議会は99年2月定例議会で、プルサーマル計画にかかわる住民投票条例制定を求める直接請求をめぐって、真剣な論議が交わされた。

この論議を踏まえ、市長は3号機でのMOX燃料使用についての「事前了解」を行った。

しかし、99年9月、高浜原発用MOX燃料のデータ改ざんが明らかになり、福井・高浜原発での計画はとんざした。

2001年2月、東京電力の福島・広野火力発電所増設計画凍結発表を契機に、福島県知事は、庁内に「県エネルギー政策検討会」を設け、プルサーマル計画凍結を含む核燃料サイクルやエネルギー政策の見直しを検討している。

柏崎刈羽原発のプルサーマル計画については、昨年5月、刈羽村の住民投票で反対が過半数を超えたことから、知事、市長、村長の三者会談で見送られた。

このように、福井、福島、新潟の立地県において、プルサーマル計画を容認するための前提条件である「MOX燃料の健全制」、「地元住民の理解」などが揺らいで、計画は先送りされてきた。

そこに、今回の東京電力の長期に及ぶ点検作業記録の改ざん・隠蔽という許しがたい不祥事の発覚、経済産業省・原子力安全・保安院のチェック機能不全の実態が明らかになり、原子力にとっての最重要課題である「安全性」についての国や東京電力に対する国民・住民の信頼は一挙に崩れ去った。

これによって、プルサーマル計画容認の前提条件はすべての根拠を失った。

前提条件が崩壊した以上、プルサーマル計画の「事前了解」は実質的に成り立ち得なくなった。

よって、柏崎市議会は、国及び東京電力に対し、プルサーマル計画中止（白紙撤回）を要求する。

また、新潟県、柏崎市及び刈羽村は直ちに事前了解を白紙に戻すこと。

以上、決議する。

2002年9月6日

柏崎市議会

東京電力（株）の原発点検記録虚偽記載・隠ぺいに関する決議

8月29日、経済産業省原子力安全・保安院と東京電力（株）から、東京電力（株）が長年に渡って、原子力発電所の自主点検記録を虚偽記載・ねつ造し、機器損傷を放置して運転を継続していたことが発表された。

この事件は、平成12年7月、原子力安全・保安院（当時の通商産業省）に送達された内部告発に端を発しているが、国も東京電力（株）も2年余りも放置し、地元住民には報告すらなかった。

事件発表時に保安院は、「ひび割れがあっても安全」との東電見解を添付していたが、9月2日になって、東京電力（株）は柏崎刈羽原発1号機と福島4号機の運転停止を発表した。

一連の東京電力（株）と国の対応は、原子力発電所を抱える立地地域住民にとって、深刻かつ重大な問題であり、信頼関係を根本から損なう許されざる行為である。

よって、刈羽村議会は住民の生命とくらしを守るための緊急措置として、下記事項を決議する。

なお、国、県、東京電力（株）に対する具体的要望事項は、9月中旬予定の調査報告を踏まえて再度提言を行う。

記

1. 東京電力（株）と原子力安全・保安院に対して、柏崎刈羽原発1号機同機2・5号機を速やかに停止し、徹底した安全点検を行い、全ての情報を公開することを求める。なお、安全性の評価・判断は、信頼できる第三者機関に委ねること。また、柏崎刈羽原発3・4・6・7号機に関しても順次同様な安全点検を行うこと。
2. 今回明らかになった原子力発電所の実態を踏まえて、プルサーマル計画の事前了解（平成11年3月31日）を撤回をすることを村長に対して求める。
3. 東京電力（株）と原子力安全・保安院に対して、事件の経過と真相を全て公開し、村民に直接説明し、謝罪することを求める。
4. 上記決議内容が完結されるまで、監視と必要な議論を積み重ねていく。
また、議会もこれまでの対応を率直に反省し、村民に対して深く謝罪する。

平成14年9月11日

新潟県刈羽郡刈羽村議会